

2016年11月7日 政省令改正 輸出貿易管理令別表第1 対象貨物

別1No.	輸出許可品目名	政令改正	貨物等省令	省令改正 ハフコメ
1 武器				
(1)	銃砲・銃砲弾等			
(2)	爆発物・発射装置等			
(3)	火薬類・軍用燃料			
(4)	火薬又は爆薬の安定剤			
(5)	指向性エネルギー兵器等			
(6)	運動エネルギー兵器等			
(7)	軍用車両・軍用仮設橋等			
(8)	軍用船舶等			
(9)	軍用航空機等			
(10)	防潜網・魚雷防御網他			
(11)	装甲板・軍用ヘルメット・防弾衣等			
(12)	軍用探照灯・制御装置			
(13)	軍用細菌製剤・化学製剤等			
(13の2)	軍用細菌製剤・化学製剤などの浄化用化学物質混合物			
(14)	軍用化学製剤用細胞株他			
(15)	軍用火薬類の製造・試験装置等			
(16)	兵器製造用機械装置等			
(17)	軍用人工衛星又はその部分品			
2 原子力				
(1)	核燃料物質・核原料物質		一条一	
(2)	原子炉・原子炉用発電装置等		一条二	
(3)	重水素・重水素化合物		一条三	
(4)	人造黒鉛		一条四	
(5)	核燃料物質分離再生装置等		一条五	
(6)	リチウム同位元素分離用装置等		一条六	
(7)	ウラン・プルトニウム同位元素分離用装置等		一条七	
(8)	周波数変換器等		一条八	
(9)	ニッケル粉・ニッケル多孔質金属		一条九	
(10)	重水素・重水素化合物の製造装置等		一条十	
(10の2)	ウラン・プルトニウム製造用装置等		一条十の二、十の三	
(11)	しごきスピニング加工機等		一条十一	
(12)	1 数値制御工作機械		一条十四	
	2 測定装置		一条十七	
(13)	誘導路・アーク炉・溶解炉等		一条十八	
(14)	アイソスタチックプレス等		一条十九	
(15)	ロボット等		一条二十	
(16)	振動試験装置等		一条二十一	
(17)	ガス遠心分離機ロータ用構造材料		一条二十二	
(18)	ベリリウム		一条二十三	
(19)	核兵器起爆用アルファ線源用物質		一条二十四	
(20)	ほう素10		一条二十五	
(21)	核燃料物質製造用還元剤・酸化剤		一条二十六	
(22)	るつぼ		一条二十七	
(23)	ハフニウム		一条二十八	
(24)	リチウム		一条二十九	
(25)	タングステン		一条三十	
(26)	ジルコニウム		一条三十一	
(27)	ふっ素製造用電解槽		一条三十二	
(28)	ガス遠心分離機ロータ製造装置等		一条三十三	

2016年11月7日 政省令改正 輸出貿易管理令別表第1 対象貨物

別1No.	輸出許可品目名	政令改正	貨物等省令	省令改正 ハフコメ
(29)	遠心力式釣合試験機		一条三十四	○
(30)	フィラメントワインディング装置等		一条三十五	
(31)	レーザー発振器		一条三十六	
(32)	質量分析計・イオン源		一条三十七	
(33)	圧力計・ペローズ弁		一条三十八	
(34)	ソレイノイドコイル形超電導電磁石		一条三十九	
(35)	真空ポンプ		一条四十	
(35の2)	スクロール型圧縮機等		一条四十の二	
(36)	直流電源装置		一条四十一	
(37)	電子加速器・エックス線装置		一条四十二	
(38)	衝撃試験機		一条四十三	
(39)	高速度撮影が可能なカメラ等		一条四十四	
(40)	干渉計・圧力測定器・圧力変換器		一条四十五	
(41)	核兵器起爆(試験)用貨物		一条四十六～五十一	
(42)	光電子増倍管		一条五十二	
(43)	中性子発生装置		一条五十三	
(44)	遠隔操作のマニピュレーター		一条五十四	
(45)	放射線遮蔽窓・窓枠		一条五十五	
(46)	放射線影響防止テレビカメラ・レンズ		一条五十六	
(47)	トリチウム		一条五十七	
(48)	トリチウム製造・回収・貯蔵装置		一条五十八	
(49)	白金触媒		一条五十九	
(50)	ヘリウム3		一条六十	
(51)	レニウム等の一次製品		一条六十一	
(52)	防爆構造の容器		一条六十二	
3 化学兵器				
(1)	軍用化学剤の原料、軍用化学剤と同等の毒性の物質・原料		二条一～三	○
(2)	化学剤用製造機械装置等		二条2～十二	○
3の2 生物兵器				
(1)	軍用細菌剤の原料		二条の二 一～七	○
(2)	細菌剤用製造装置等		二条の二2 一～八	○
4 ミサイル				
(1)	ロケット・製造装置等		三条一	○
(1の2)	無人航空機(UAV)・製造装置等		三条一の二、一の三	○
(2)	ロケット誘導装置・試験装置等		三条二	○
(3)	推進装置等		三条二～四	○
(4)	しごきスピニング加工機等		三条五	
(5)	サーボ弁、ポンプ、ガスタービン		三条六	
(5の2)	ポンプに使用できる軸受		三条六の二	
(6)	推進薬・原料		三条七	
(7)	推進薬の製造・試験装置等		三条八	
(8)	粉粒体用混合機等		三条九、九の二	
(9)	ジェットミル・粉末金属製造装置等		三条十、十の二	
(10)	複合材料製造装置等		三条十一	○
(11)	ノズル		三条十二	
(12)	ノズル・再突入機先端部製造装置他		三条十三	
(13)	アイソスタチックプレス・制御装置		三条十四	
(14)	複合材用の炉・制御装置		三条十五	
(15)	ロケット・UAV用構造材料		三条十六	

2016年11月7日 政省令改正 輸出貿易管理令別表第1 対象貨物

別1No.	輸出許可品目名	政令改正	貨物等省令	省令改正 ハフコメ
(16)	ロケット・UAV用加速度計ジャイロスコープ等		三条十七～十七の三	
(17)	ロケット・UAV用飛行・姿勢制御装置他		三条十八～十八の三	
(18)	アビオニクス装置等		三条十九	
(18の2)	ロケット・UAV用熱電池		三条十九の二	
(19)	航空機・船舶用重力計・重力勾配計		三条二十、二十の二	
(20)	ロケット・UAV発射台・支援装置		三条二十一	
(21)	ロケット・UAV用無線遠隔測定装置他		三条二十二、二十二の二	
(22)	ロケット搭載用電子計算機		三条二十三	
(23)	ロケット・UAV用A/D変換器		三条二十四	
(24)	振動試験装置等、空気力学試験装置・燃焼試験装置他		三条二十五	
(24の2)	ロケット設計用電子計算機		三条二十五の二	
(25)	音波・電波・光の減少材料・装置		三条二十六	
(26)	ロケット・UAV用IC・探知装置・レドーム		三条二十七	
5 先端材料				
(1)	ふっ素化合物製品		四条一	○
(2)	ビニレンフルオライド圧電重合体他	削除	四条一	削除
(3)	芳香族ポライミド製品		四条三	
(4)	チタン・アルミニウム合金成形工具		四条六	
(5)	チタン・ニッケルなどの合金・粉、製造装置		四条五、七	○
(6)	等金属磁性材料		四条八	
(7)	ウランチタン合金・タンゲステン合金		四条九	
(8)	超電導材料		四条十	
(9)	作動油	削除	四条十一	削除
(10)	潤滑剤		四条十一	
(11)	振動防止用液体		四条十一	
(12)	冷媒用液体		四条十一	
(13)	セラミック粉末		四条十二	
(14)	セラミック複合材料		四条十二	
(15)	ポリジオルガノシラン・ポリシラザン他		四条十二	
(16)	ビスマレイミド・芳香族ポリアミドイミド他		四条十三	
(17)	ビニレンフルオライド共重合体他 フッ化ポライミド又はフッ化ホスファゼン	一部削除	四条十四	○
(18)	ブリブリグ・ブリフォーム・成型品等		四条二、四、十五	
(19)	ほう素・ほう素合金・硝酸ゲアニジン他		四条十六	
6 材料加工				
(1)	軸受等		五条一	
(2)	数値制御工作機械		五条二～四	○
(3)	歯車製造用工作機械等		五条五	
(4)	アイソスタチックプレス等		五条六	
(5)	コーティング装置等		五条七	
(6)	測定装置等		五条八	○
(7)	ロボット等		五条九	
(8)	フィードバック装置他		五条十	
(9)	絞りスピニング加工機		五条十一	
7 エレクトロニクス				
(1)	集積回路		六条一	○
(2)	マイクロ波用機器・ミリ波用機器等		六条二、十五	○
(3)	信号処理装置等		六条三	
(4)	超電導材料を用いた装置		六条四	

2016年11月7日 政省令改正 輸出貿易管理令別表第1 対象貨物

別1No.	輸出許可品目名	政令改正	貨物等省令	省令改正 ハフコメ
(5)	超電導電磁石		六条七	
(6)	一次・二次セル、太陽電池セル		六条五、七の二	○
(7)	高電圧用コンデンサ		六条六	
(8)	エンコーダ		六条八	
(8の2)	サイリスターデバイス・サイリスターモジュール		六条八の二	
(8の3)	電力制御用半導体素子		六条八の三	
(9)	サンプリングオシロスコープ		六条九	
(10)	波形記憶装置 アナログデジタル変換器	対照変更	六条十	○
(11)	デジタル計測用記録装置 デジタル方式の記録装置	対照変更	六条十一	○
(12)	信号発生器		六条十三	○
(13)	周波数分析器		六条十二	
(14)	ネットワークアナライザー		六条十四	
(15)	原子周波数標準器		六条十六	
(15の2)	スプレー冷却方式の熱制御装置		六条十六の二	
(16)	半導体製造装置等		六条十七	○
(17)	マスク・レチクル等		六条十七	○
(18)	半導体基板		六条十八	
(19)	レジスト		六条十九	
(20)	アルミニウム・ガリウム他の有機金属化合物・砒素他の有機化合物		六条二十	
(21)	燐・砒素・アンチモンの水素化物		六条二十一	
(22)	炭化けい素等		六条二十二	
8 電子計算機				
	電子計算機等		七条一	
			七条三	○
			七条四	
			七条五	
9 通信				
(1)	伝送通信装置		八条一、二	
(2)	電子交換装置		八条一	
(3)	通信用の光ファイバー		八条一、二四	
(4)	削除			
(5)	フェーストアレーアンテナ		八条一、五	○
(5の2)	監視用方向探知機		八条一、五の二	
(5の3)	無線通信傍受装置・通信妨害装置・作動監視装置		八条一、五の三	
(5の4)	電波その他の電磁波を発信せず位置を探知できる装置		八条一、五の四	
(5の5)	インターネット通信内容監視装置		八条一、五の五	
(6)	通信関連設計製造測定装置(伝送通信装置等)		八条六、七、八の二	
(7)	暗号装置		八条九、九の二	
(8)	情報伝達信号漏洩防止装置		八条十	
(9)	秘密保護機能を有する情報通信システム	削除	八条十一	削除
(10)	盗聴防止用通信ケーブル		八条十二	
(11)	通信関連設計製造測定装置(暗号装置等)	範囲変更	八条十三	
10 センサー等				
(1)	音波利用水中探知装置		九条一、二	○
(2)	光検出器		九条三～六	○
(3)	センサー用光ファイバー		九条七	
(4)	カメラ	範囲変更	九条八	○
(5)	反射鏡		九条九	○

2016年11月7日 政省令改正 輸出貿易管理令別表第1 対象貨物

別1No.	輸出許可品目名	政令改正	貨物等省令	省令改正 ハフコメ
(6)	光学部品		九条九	○
(7)	光学器械制御装置		九条九	○
(7の2)	非球面光学素子		九条九の二	
(8)	レーザー発振器		九条十	○
(8の2)	レーザー光を利用して音声を探知する装置		九条十の二	
(9)	磁力計・水中電場センサー・磁場勾配計		九条十一	
(9の2)	水中において地場又は電場を検知する装置		九条十一の二	
(10)	重力計		九条十二	
(11)	レーダー		九条十三	
(12)	光反射率測定装置又は表面形状の測定装置		九条十四	○
(13)	重力計製造装置		九条十五	
(14)	光学部品の材料物質		九条十六	
	11 航法装置			
(1)	加速度計		十条一	
(2)	ジャイロスコプ		十条二	
(3)	慣性航法装置		十条三	○
(4)	ジャイロ天測航法装置、天体・人工衛星による位置・針路測定装置、衛星航法システムからの電波受信装置又は航空機用の高度計		十条四～六	
(4の2)	水中ソナー航法装置		十条七	
(5)	航法関連製造試験装置		十条八、九	
	12 海洋関連			
(1)	潜水艇・水中翼船		十一条一	
(2)	船舶の部分品		十一条四、七、九、十	○
(3)	水中物体回収装置		十一条二	
(4)	水中用カメラ 水中用の照明装置	対照変更	十一条五	
(5)	水中用ロボット		十一条六	
(6)	動力装置		十一条八	
(7)	回流水槽		十一条十一	
(8)	浮力材		十一条十二	
(9)	自給式潜水用具		十一条十三	
(10)	音波を利用して人の水中活動を妨害する装置		十一条十四	
	13 推進装置			
(1)	ガスタービンエンジン		十二条一～三	
(2)	人工衛星		十二条四、十	○
(2-2)	人工衛星 監視装置		十二条四の二	
(3)	ロケット推進装置		十二条五～十	
(4)	無人航空機		十二条十の二	○
(5)	推進装置関連製造試験装置		十二条十一～二十	○
	14 その他			
(1)	粉末状の金属燃料		十三条一、二	
(2)	火薬・爆薬用前駆物質		十三条2 一、二	○
(3)	非磁性ディーゼルエンジン		十三条3	
(4)	削除			
(5)	自給式潜水用具		十三条5 一～三	
(6)	航空機輸送可能な土木機械			
(7)	ロボット		十三条6 一、二	
(8)	電気制動シャッター		十三条7	

2016年11月7日 政省令改正 輸出貿易管理令別表第1 対象貨物

別1No.	輸出許可品目名	政令改正	貨物等省令	省令改正 ハフコメ
(9)	催涙剤、くしゃみ剤		十三条8 一～九	
(10)	簡易爆発装置の除去その他の処理装置		十三条9 一、二	
(11)	爆発物自動探知・識別の電子式装置		十三条10	
15 機微品目				
(1)	繊維を使用した成型品		十四条一	
(2)	電波吸収材・導電性高分子		十四条二	
(3)	核熱源物質		十四条三	
(4)	デジタル制御方式の伝送通信装置		十四条五	
(4の2)	簡易爆発装置を事前爆発、又は爆発を防止するように設計した無線送信装置等		十四条五の二	
(5)	水中探知装置		十四条六	
(6)	宇宙用光検出器		十四条七	
(7)	レーダー		十四条八	
(8)	潜水艇		十四条九	
(9)	船舶用防音装置		十四条十	
(10)	ラムジェットエンジン・スクラムジェットエンジン・複合サイクルエンジン		十四条十一	